

第 7 0 号議案

東京都台東区区民住宅条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、区民住宅を廃止するため提出します。

東京都台東区区民住宅条例を廃止する条例

東京都台東区区民住宅条例(平成3年9月台東区条例第29号)
は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に、この条例による廃止前の東京都台東区区民住宅条例(以下「旧条例」という。)第7条第2項の規定により使用の承認を受けた者に係る旧条例第13条第3項の規定による使用料等の徴収、旧条例第16条第2項の規定による賠償責任及び旧条例第23条の規定による保証金の還付等については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。